

規則第 8 号

多摩南部成年後見センター顧問規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、多摩南部成年後見センター組織規則（以下「組織規則」という。）第 5 条の規定により、一般社団法人多摩南部成年後見センター（以下「法人」という。）に設置される一般社団法人多摩南部成年後見センター顧問（以下「顧問」という。）の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

(所掌事項)

第 2 条 顧問は、その専門とする分野において、法人の職員からの事務事業に関する相談、問合せに応じるとともに必要な指導助言を行うものとする。

2 前項に定めるもののほか、顧問は、緊急に処理する必要がある場合で法人の職員では適切な処理が困難であると認められるときその他特に必要がある場合は、法人の事務事業の利用者に対する直接的な処理を行うものとする。

3 前項の規定は、当該案件を全体として、又は連続的に処理するものと解してはならない。

(定数)

第 3 条 顧問の定数は、8 人とする。

(顧問の資格等)

第 4 条 顧問は、次の各号に掲げるうちから理事会で選任する。

(1) 弁護士、司法書士、精神科の医師、公認会計士、税理士、社会福祉士又は精神保健福祉士（以下「弁護士等」という。）で、後見人等の事務を現に行い又は過去に行っていた者であって、後見人事務その他利用者支援に関する指導助言ができる者

(2) 弁護士等で、専門的な立場から法人の職員に対する指導助言ができる者

(3) その他法人の事務事業の遂行上有益とみなされる知見を有する者

2 理事会は、前項に定めるところにより顧問を選任する場合において、同項第 1 号の規定に該当する者が少なくとも 3 人は含まれるように選任しなければならない。

(契約)

第5条 顧問は、顧問契約を締結することにより成立する。

2 顧問契約の期間は、2年以内の期間とする。ただし、更新を妨げない。

3 顧問が前条第1項各号の資格を喪失したときは、顧問契約を解除することができる。

(報酬)

第6条 顧問の報酬は理事会の議決により定めるものとし、その支給方法及び支給手続については別に規則で定める。

(委託)

第7条 法人は、第2条に定める所掌事項の範囲を越える場合、利用者に対する適切な支援を確保するために必要がある場合その他の事情により必要があると認める場合は、法人が後見人等として処理すべき事務の一部を顧問に委託し、又は顧問と共同して後見人等の事務処理を行う旨の契約を締結するものとする。

2 顧問は、前項の契約を締結し、誠実に履行するよう努めるものとする。

3 第1項の契約に伴う委託料は、前条の報酬とは別に支払われるものし、同項の契約において定めるものとする。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規則は、平成15年8月1日から施行する。

附 則

この規則は、一般社団法人多摩南部成年後見センター定款の施行の日（平成21年5月18日）から施行する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。